

ヘイトクライムに対する会長談話

2023年6月3日から同月5日にかけて、大阪弁護士会会員の仲岡しゅん弁護士に対し、氏名不詳者から、「男のクセに女のフリをしているオカマ野郎をメッタ刺しにして殺害する」等の差別意識に起因する殺害予告をする電子メッセージが送信されました。

これは、脅迫罪（刑法第222条1項）に該当する犯罪行為であるだけでなく、社会的に不利な立場にあるマイノリティへの偏見や憎悪を動機に行われる犯罪（ヘイトクライム）であり、かように卑劣な犯罪を許すことはできません。捜査機関には、本件の徹底した捜査を望みます。

また、仲岡弁護士が述べるように、本件の影響は個別の脅迫事件の限度にとどまらず、社会で暮らす他の LGBT 当事者に対しても恐怖心を与えるものであり、個人間の犯罪行為の評価で尽きるのではなく、社会に対する犯罪として考えるべきものです。

思うに、このような犯罪を誘発する土壌として、トランスジェンダー当事者の存在を容認することが社会にとって危険であるかのような誤った言動を容認することで、当事者への攻撃を心理的に容易にしていることを指摘でき、当会は、このような社会の一部の不合理な意識の変革を求め続けます。

当会は、LGBT ポリシーを策定し、その後も LGBT に関する声明を多数発出し、当事者と連帯して LGBT s の問題に取り組んできました。

そのような経緯から、本件についても、仲岡弁護士及び社会に暮らす当事者に対して連帯の意思を強く表明するとともに、一部の不合理な意識の変革を求め、ヘイトクライムに対し強く抗議します。

2023年6月16日

千葉県弁護士会 会長 菊地 秀樹